

第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

第1項	ごみ処理	□環境水道班
第2項	し尿処理	□環境水道班
第3項	災害廃棄物処理	□都市整備班 □環境水道班 □総括班
第4項	その他の障害物等の処理	□環境水道班 □都市整備班 □総括班

【基本方針】

東日本大震災では、大津波により沿岸部を中心として家屋、構築物が流出または浸水したため、発災後長期にわたりごみ処理や災害廃棄物処理の対応が、継続している状況であり、地域の復旧・復興を大きく妨げる一因となっている。

市は、このような災害教訓を踏まえ被災地域における伝染病の予防、環境の悪化を防止するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、災害廃棄物処理等必要な体制を早期に確立し、その処理活動を行う。

第1項 ごみ処理

市（“環境水道班”）は必要な清掃車を確保し、災害によって一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という）を収集するとともに、収集したごみは焼却施設において焼却、もしくは分別等を行った上で再資源化する。なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

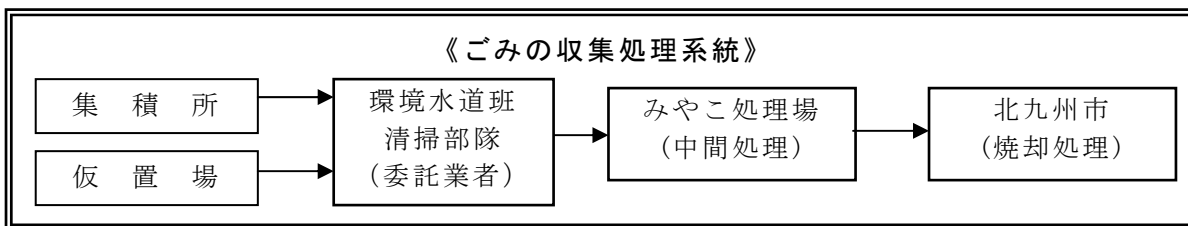
1. 実施方法

- 1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- 2) 災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、環境水道班が清掃部隊を編成し、集積所や公園等の公共的な場所(仮置場)において飛散しないようブルーシート等で覆うなど仮置きし、委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、「みやこ処理場」にて中間処理した後、北九州市に運搬して焼却処理する。ただし、焼却処分が困難な場合には、必要に応じ関係団体等と協議または調整し、環境保全上支障のない方法で処分を行う。

なお、清掃部隊の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1班あたり)



施設名	所在地	TEL
みやこ処理場	行橋市大字西谷 477	(0930)23-0664

- 3) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 4) 短期間での焼却処分や最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理にあたっては衛生上十分配慮することとする。

2. 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- 1) ごみの収集処理方針の周知
- 2) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。自宅での生ごみの堆肥化処理等への協力等の要請）
- 3) ごみの分別への協力要請

第2項 し尿処理

1. 実施方法

- 1) 市（“環境水道班”）は必要なし尿運搬車両を確保し、災害時に発生するし尿を収集するとともに、衛生管理を徹底するため、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。なお、し尿の収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令に準拠し実施する。

《し尿処理施設》				
設置者	施設名	処理能力	所在地	TEL
行橋市	音無苑	130k1/日	行橋市大字松原 651	(0930)24-5180

- 2) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得てし尿処理を実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- 3) 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮して、仮設トイレや簡易トイレを調達し設置する。なお、仮設トイレの機種選定にあたっては高齢者・障がい者等に配慮したもので、固結式や汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に調達し設置するものとする。
- 4) 浸水等による悪条件の地域や、避難所、仮設トイレ等の重要度や使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 5) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等呼びかける。

2. し尿収集処理量、運搬の算出基準

《し尿処理量》	
し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり 市街地：約 400 ℓ 農漁村：約 500 ℓ
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t・4t車 約 10.8k ℓ (2.7k ℓ×4回) ・所要人員：2人

第3項 災害廃棄物処理

市（“環境水道班”及び“都市整備班”）は、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という）を発生現場での分別作業を原則として適正に処理する。なお、処理にあたっては、災害廃棄物のうちで危険なもの、通行上支障があるもの（特に緊急啓開路線等）から優先的に処理することとするが、この場合応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して処理スケジュールを定め、いたずらに作業を急いで交通渋滞を招く等、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

また、環境汚染の未然防止及び住民や作業者の健康管理のため、防塵マスク着用や破傷風防止のための保護手袋着用など適切な措置等を講ずるものとし、アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適正な処理を進める。

さらに、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な解体等を行うよう指導・助言するものとする。

1. 実施方法

市は、以下の手順にて災害廃棄物処理を行う。

(1) 災害廃棄物の発生量の見積もり

被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

災害廃棄物の見積もり量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市単独で処理が不可能な場合は、協定を結んでいる民間建設業者や県に応援を求め実施するものとする。

(3) 災害廃棄物の仮置場及び搬送路の確保

短期間での災害廃棄物の焼却処分や最終処分が困難なときは、市有地等の適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

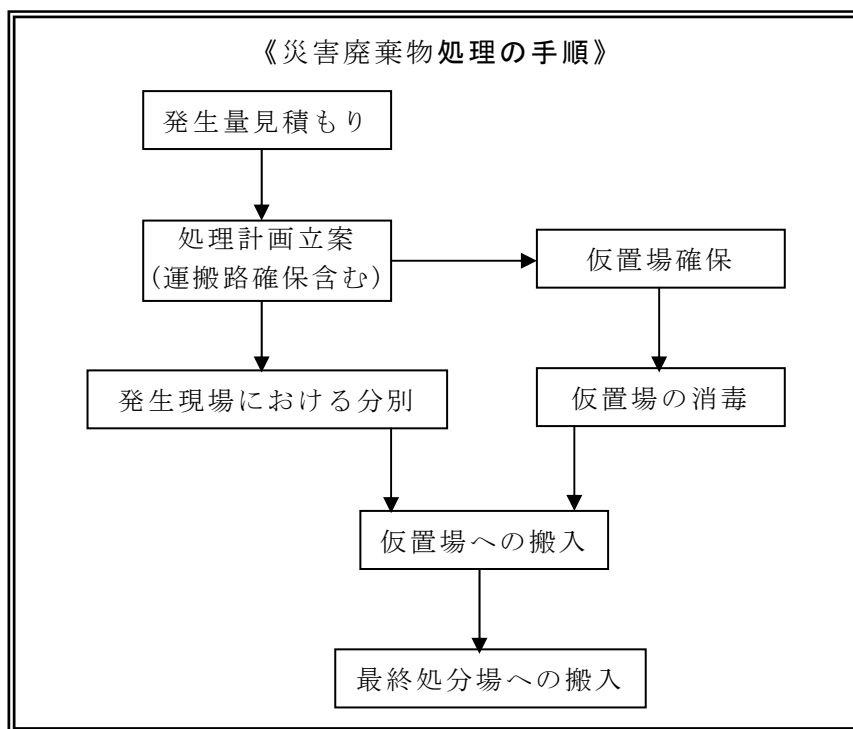
(4) 災害廃棄物発生現場における分別

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) 仮置場の消毒

(6) 災害廃棄物の仮置場への搬入

(7) 最終処分場への搬入



2. 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。

- 1) 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- 2) 災害廃棄物の分別への協力要請
- 3) 仮置場の周知
- 4) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 その他の障害物等の処理

1. 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれの管理者が主体となり除去する。（本編第2章第18節「障害物除去計画」参照）

2. 死亡獣畜処理

市は、京築保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜は化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没または焼却等の方法で処理する。